

【実施概要】

向日市議会基本条例（案）にご意見をお寄せください。

向日市議会では、市民の皆様が開かれた、より身近で信頼される議会を目指し、議会の役割や議員の活動、市民の皆様や市との関わり方など、議会運営の基本となるルールを定める「議会基本条例」の制定に向けて、議会活性化特別委員会において検討を進めています。

この条例に市民の皆様の声を生かしていくため、ご意見を募集します。

1 パブリックコメントの期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで【必着】

2 意見を提出できる方

○向日市に在住・在勤・在学する方

○向日市内に事務所や事業所を有する個人または団体

3 公表場所

① 情報公開コーナー（市役所本館2階）、各地区公民館・コミュニティセンター、市役所東向日別館3階、議会事務局での閲覧

② 市ホームページに掲載（ホーム ▶ 向日市議会 ▶ 向日市議会基本条例（案）にご意見をお寄せください）

4 提出方法

① 持参 向日市議会事務局（市役所議会棟1階）にお持ちください。

② ファクシミリ 075-931-4188（議会事務局直通）

③ 郵送 〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地 向日市議会事務局 宛

④ 電子メール gikai@city.muko.lg.jp

※件名を「向日市議会基本条例（案）への意見」としてください。

用紙は各閲覧場所にあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。

電話又は口頭での意見及び提出された意見提出用紙に著しい不備があるものについては意見として取り扱わないものとします。

5 提出された意見の取扱い

寄せられたご意見の概要と市議会の考え方を、後日、ホームページなどで公表します。なお、個々のご意見に対し、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしています。単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものなどについては、市議会の考え方を公表しないことがあります。

6 提出先・問い合わせ先

〒617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地

向日市議会事務局 宛て

電話 075-874-3540（議会事務局直通）

ファクス 075-931-4188

電子メール gikai@city.muko.lg.jp